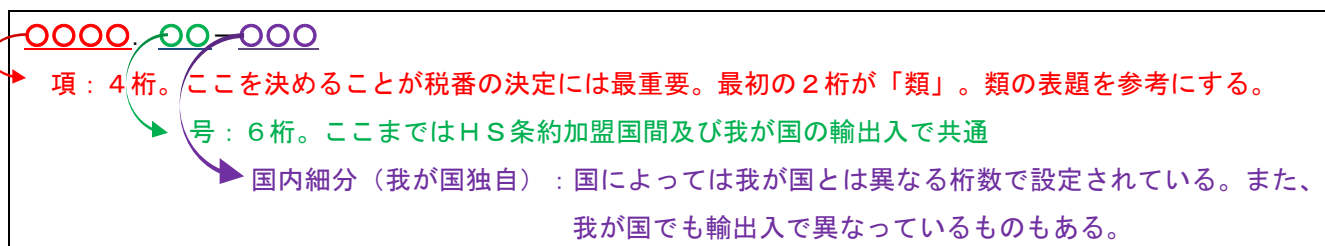


輸出入される物品の分類は、関税率表に基づいて行われます。その物品を関税率表上に適切に当てはめる作業を関税分類（HS分類）とよび、分類した箇所の番号を税表番号（税番、HSコードなど）と呼びます。輸入商品の関税率は、この税番に対応して決定されます。なお、我が国では輸出には関税はかかりません。

1. 我が国の現行関税率表の品目区分は、HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の附属書（略称：「HS」、「統一システム」又は「HS品目表」）に基づいて作成されています。各関税率に対応している9桁の税番の構成は次のようになっています。



2. 税番の決定には、まず、4桁の「項」を決定しなければいけませんが、いきなり1200以上ある項のどれが該当するか、見つけるのは困難です。そこで、項の最初2桁の類の表題を参考に探します。

関税率表の概要（詳しくは[関税率表](#)を参照して下さい）

部	類	内容	部	類	内容
1	1~5	動物性生産品（肉、乳製品等）	12	64~67	履物、帽子、造花等
2	6~14	植物性生産品（野菜・果物等）	13	68~70	石、陶磁製品、ガラス等
3	15	油脂	14	71	天然の貴石、半貴石等
4	16~24	調製食料品、飲料、たばこ等	15	72~83	卑金属、その製品
5	25~27	鉱物性生産品（鉱石・鉱物油等）	16	84~85	機械、電気機器
6	28~38	無機有機化合物、洗剤・塗料等	17	86~89	車両、航空機、船舶等
7	39~40	プラスチック、ゴム製品	18	90~92	光学・医療機器、時計、楽器
8	41~43	皮革製品等	19	93	武器、銃砲
9	44~46	木材、コルク等製品	20	94~96	家具、がん具、文具、くし等
10	47~49	パルプ、紙製品	21	97	美術品、こつとう等
11	50~63	繊維用繊維製品、衣類			

3. 税番の決定には、まず項を決定し（関税率表の解釈に関する通則1）、項の範囲内の該当する号を探し（同通則6）、同様に号の範囲内の国内細分を探し、との順序で決定します。

4. 流通する物品をこの表のどこかに所属させるため、項・号及び国内細分の最後には「その他のもの」が用意され、輸出入しようとする物品が項などで特に掲げられていなければ「その他のもの」に属します。

5. この手順で決定できない物品（未完成のもの、異なる材料から出来ているもの、小売用のセットなど）は、個別に検討して決定します（同通則2~4）。

6. 各規定に正しく基づけば、1つの商品はある特定の税番に分類され、他の税番には分類されません。